

# 企画競争実施の公示

平成29年4月28日

近畿地方整備局長

池田 豊人

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

## 1. 業務概要

- (1) 業務名 ICT技術を用いた多言語案内整備・運営業務
- (2) 業務内容 対象地域内にある、歩行者用の案内標識について、日本語の案内表記を9言語に翻訳し、ICT技術を用いてスマートフォンやカメラ付きタブレット端末等に多言語表示を行う。また、多言語案内の導入に際し、効果的な広報活動を行うとともに、導入の効果検証を行う業務。
- (3) 履行期限 平成30年2月28日

## 2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格を有すること。
- (3) 企画提案書等の受領期限の日から見積の時点までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (4) 業務実績に関する要件  
下記に示される同種又は類似業務について、平成19年度以降（再委託による業務の実績は認めない。）に完了した業務において、1件以上の実績を有すること。  
同種業務：官公庁（注意1）で発注されたICTを活用した社会実験を実施した業務  
類似業務：官公庁（注意1）で発注された広報・PR活動を検討した業務
- (5) 業務執行体制に関する要件  
配置予定技術者等については、下記に示される同種又は類似業務等について、平成19年度以降に完了した業務（再委託による業務の実績は認めない）において、1件以上の実績を有すること。  
同種業務：官公庁（注意1）で発注されたICTを活用した社会実験を実施した業務  
類似業務：官公庁（注意1）で発注された広報・PR活動を検討した業務
- (6) 近畿地方整備局長から企画競争実施にかかる説明書の交付を受けた者であること。
- (7) 会社更生法に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づ

く再申請の手続きを行った者を除く。)でないこと。

- (8) 警察当局から、暴力団員が実施的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

注意1) 官公庁とは、国の機関、都道府県、政令市、独立行政法人、国立学校法人、特殊法人(注意2)をいう。

注意2) 特殊法人とは、総務省設置法第4条第15号に基づく、合計32法人(平成28年4月1日現在)

### 3. 手続等

#### (1) 担当部局

〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44

近畿地方整備局 総務部 契約課 購買第二係

電話06-6942-1141 FAX06-6943-7834

#### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：平成29年4月28日から平成29年5月12日までの土曜日、日曜日、祝日及び年末年始休暇を除く毎日、9時30分から16時00分まで

場所：3.(1)に同じ。

方法：書面により交付を行う。なお、郵送(着払)による交付を希望する場合は3.(1)に問い合わせること。

#### (3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

期限：平成29年5月12日16時00分

場所：3.(1)に同じ。

方法：持参、郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)に限る。

#### (4) 企画提案に関するヒアリングの有無 有

### 4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者側の負担とする。

(4) 提出された企画提案書は、当該提出者に無断で2次的な使用は行わない。

(5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提出者に対して指名停止を行うことがある。

(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(8) その他の詳細は説明書による。